

SNS広告による 定期購入トラブルに要注意！

〈相談事例〉

SNS 閲覧中に、「定期購入縛りなし。お試し1,980円」という広告を見て、販売サイトにアクセスした。「初回購入価格からさらに特別クーポン利用で1,980円」とあったので、格安でお試しできると思い、商品を注文したが、2回目の商品も届いた。業者に「2回目は頼んでいない。返品する」と連絡したが、業者からは「定期購入で注文している。初回で解約する場合は通常価格との差額を支払うように」と言われた。差額を支払うことに納得できない。(60歳代 女性)

〈アドバイス〉

- 低価格であることを強調する広告を見て、一回だけ・お試しのつもりで商品を注文したら、実は定期購入だった、次回の請求額が高額な料金だった、という相談が数多く寄せられています。
- 商品を注文する前に、「最終確認画面」で定期購入が条件になっていないか、返品特約や解約条件等をよく確認することが重要です。
- 不安に思った場合は、消費生活センターに相談しましょう。

安いし、お試しで買おうかな…



北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所14F】	☎641-9782

※戸畑、門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



まもりん